

横浜みどりアップ計画市民推進会議 第17回「農を感じる」施策を検討する部会 会議録	
日 時	令和6年2月7日(水) 10時00分～12時00分
開 催 場 所	市庁舎18階共用会議室さくら14
出 席 者	池島委員 (Web)、内海委員、小野委員、野路委員、村松委員 (五十音順)
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開 (傍聴0人)
議 題	1 「農を感じる」事業の評価・提案について 2 その他
議 事	<p>(事務局) それでは、定刻となりましたので、始めたいと思います。本日は委員の皆さまにはご多忙のところお集まりくださりまして誠にありがとうございます。ただ今から、横浜みどりアップ計画市民推進会議、第17回「農を感じる」施策を検討する部会を開催いたします。</p> <p>なお、今回より野渡さんに代わりまして、横浜市中央農業委員会の野路さんが委員となりましたので、まず、一言ごあいさつをお願いします。</p> <p>(野路委員) 皆さま、おはようございます。横浜市中央農業委員会に加え、昨年からは JA 横浜の理事も務めています。市民推進会議では、野渡さんの残りの任期と次期の委員を務めます。私は2回目の委員拝命となるため、前回と同じような意見を出さないように心掛けますのでよろしくお願いします。</p> <p>(事務局) ありがとうございます。</p> <p>それでは、まず、本日の会議について報告いたします。本会議は、横浜みどりアップ計画市民推進会議運営要綱第5条第2項の規定により、半数以上の出席が会議の成立要件ですが、委員定数5名のところを本日は5名の出席となり、会議が成立することを報告いたします。</p> <p>また、本会議は、同要綱第8条により公開で実施され、会議室内に傍聴席と記者席を設けています。そして、本日の会議録についても公開としますが、公開の前には各委員にご確認をお願いします。なお、会議録には発言者氏名を記載しますのでご了承ください。併せて、今会議中に写真撮影を行い、ホームページおよび広報誌等へ掲載することもご了承願います。</p> <p>次に、お手元の配付資料の確認です。資料は、「次第」、A4 1枚、資料1、「横浜みどりアップ計画市民推進会議 2023年度報告書(案)【抜粋】」、そして、フラットファイルに本会で使用した「2023年11月末時点実績説明用スライド」および、参考資料1、「2023年11月末時点の事業目標および進捗状況」とじています。過不足等があれば、事務局にお声掛けください。</p> <p>また、本日は事業を所管する、農政推進課、農業振興課、みどりアップ推進課、環境活動支援センターが出席しております。</p> <p>事務局からは以上です。それでは、今後の議事進行は内海部会長をお願いします。よろしくお願いいたします。</p>

(内海部会長) 皆さん、おはようございます。雪が降って、今も真っ白の畑が多いようです。私は調整区域に住んでいるため、周囲は真っ白な状態のままです。最近では最も雪が多かったという感じでしたが、昨夜、雪が凍る前に、私は雪かきをやっておいたので、今朝は無事に車を出せました。そのような大変な天候の中、ご出席ありがとうございます。

私は別件があり、先日の全体会議を欠席したのですが、きょうは、その次のステップである、「農を感じる」施策を検討する部会ということで、全体の取りまとめの前に行われる、各部会の報告書作成の最終段階となります。報告書には、委員の皆さんのご提案や感じておられることなども記載されますので、きょうは忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

きょうは、皆さんがなるべく多く、皆さんがご発言できるようにうまく進行したいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願い致します。

それでは、早速ですが、「次第」の1「『農を感じる』施策の評価・提案について」ということで、事前に委員に配布されている資料の説明を事務局からお願いします。よろしくお願いします。

(事務局説明)

(内海部会長) ご説明をありがとうございました。それではお待たせしました。これから、主に施策1、2の「評価・提案」の内容を中心に、必要に応じて実施状況に関する質問も含め、皆さんのご意見をお聴きします。1人5～6分で順番にお願いします。村松委員、いかがですか。

(村松委員) まず、質問から始めます。資料28ページの「実績」の下から3行目に「たい肥化設備等の支援」とありますが、この5か年の実績が13件で、目標の25件に比べてやや少ないようです。これは、ある一定規模以上のたい肥化設備しか数えていないからですか。私たちの畑でもみどりアップ計画を通じて小規模のたい肥化設備を頂戴しましたが、たい肥化設備を必要としている所はまだたくさんあると思います。これを増やすためには、どこに申し込めばよいのかを教えてください。

(事務局) この「たい肥化設備等の支援」はチップやたい肥舎そのものに対する支援で、昨年度までは農家が3人以上集まった団体を対象として支援してきました。しかし、3人以上の農家の団体を条件にすると申請のハードルが高いため、今年度からは個人でも申し込めるように要件を変更しました。実績が低い理由は、昨年度まで団体のみであったため申し込みの要件のハードルが高かったためであると思われます。

また、「たい肥化設備等の支援」のご相談は、農政事務所が窓口になっています。農家からご相談があった場合、要件を満たしていれば支援を行うという対応となっています。

(内海部会長) これは、いわゆる農家を対象としたものということですか。

(事務局) そうですね。例えば、果樹農家が剪定枝をチップ化し、このチップでたい肥にすることなど、農家向けの支援を想定した事業です。

	<p>(内海部会長) 「地域緑のまちづくり」事業でも小規模なたい肥化施設を作っている所もありますが、そういうケースは恐らく、柱3に含まれると思います。</p> <p>(村松委員) 私たちの市民団体も、神奈川区の生涯学級から始まっているため、区役所にはよく相談するのですが、農政事務所や市庁舎にはなかなかルートがありません。</p> <p>(事務局) そうですね。この施策は農家の周辺環境への配慮の取組を支援対象としているため、農家が行う取組として農家が申請していただければ支援できます。</p> <p>(内海部会長) それでは、農作業をしている市民グループや地域グループがたい肥場を欲しい場合は、これを利用することはできないのですか。</p> <p>(事務局) そうですね。今の枠組みは農業者が対象です。</p> <p>(内海部会長) 村松委員は、その枠組みの中に、市民がつくる農に関わるグループや団体も含めてほしいということをおっしゃっているのですか。</p> <p>(村松委員) そうですね。私たちも農家さんのお手伝いをしているため、農家さん経由のルートもあるのですが、市民団体が直接、申し込めれば、それはとてもよいと思います。</p> <p>(内海部会長) 農家3人以上の条件が撤廃されたから、農家とうまく連携を取れば、少しやりやすくなったかもしれませんね。</p> <p>(事務局) そうですね。今の枠組みは、あくまでも農家からの申請ということになっています。</p> <p>(村松委員) 分かりました。</p> <p>(事務局) 今、内海部会長がおっしゃったように、森づくりの市民団体にチップ化の機械を支援して、剪定枝や切った竹などをチップ化して、マルチング材や舗装材として使うということをやっています。</p> <p>(内海部会長) なるほどね。たい肥化の支援は、さまざまな観点からの施策があると思いますから、その施策を適切に利用できればよいと思います。舞岡などもやはり、竹林が非常に多く、その間伐が大きな課題のようですが、あれも恐らく、農家さんが対応されているのではないかと思うのですが、この仕組みを利用しているのですか。</p> <p>(野路委員) 植木農家がやっています。</p> <p>(内海部会長) 植木農家さんですか。</p> <p>(小野委員) ただ、チップターの音がうるさいため、近所からのクレームがかなり多いのです。谷戸の奥の方のほうならばよいですが、住宅街では全然使われません。</p>
--	---

(内海部会長) なるほどね。

(小野委員) 音が大きいですからね。

(内海部会長) 虹の家の奥の水田の脇の竹林で時々やっている人がいますが、何人かが集まって活動しているような感じでした。もしかしたら、みどりアップ計画のずっと前からやっているかもしれません。

(村松委員) 別の意見を申し上げてもよいですか。

(内海部会長) はい。

(村松委員) 32ページの「評価・提案」には、私たちの意見をほぼ全部、入れてもらったと思います。ただし、もう一つ、入れてもらいたいの、休耕地が放置されていること、そして、それが資材置き場になっているということです。

私たちの団体は、休耕地を開墾して畑にした経験もあるため、最後の「市民力を生かし」というところに、私の言いたいことは全て入っています。しかし、例えば、休耕地を利用する、直売をするなど、農を支援するためのさまざまなことが市民にはできているため、もう少し具体的に例を載せてもよいのではないかと思います。

「市民力を生かす」ための最も大事なことは、農家さんとの橋渡しだと思うので、その仕組みづくりを進めていただきたいです。農に触れたい市民はたくさんいますし、ただ収穫するだけではなく、もっと本格的に農業を手伝いたいという人も数多くいます。農協でも、農地を休耕地にせざるを得ない農家さんと市民との橋渡しをされていると聞きましたが、ぜひ、市も一緒になって、それを進めてもらいたいと思います。

(内海部会長) 施策1に「遊休農地の復元支援」という箇所少し盛り込んでいただければよいと思います。その件については、昨年と一昨年で時間をかけて議論した覚えがありますが、具体の施策として展開するにはなかなか難しい問題です。農地を農景観できれいにしても、そのすぐ近くに高い塀で囲われた資材置き場があるのは、景観としてはいかがなものか、また、植栽を少しぐらい増やしても、なかなか効果が上がらないという本質的な問題があるのではないかというご指摘だと思います。

(村松委員) そうですね。とにかくそれに触れておかないと、もう解決してしまったと思われると困ります。

(内海部会長) そうですね。

(事務局) 村松委員、ありがとうございます。32ページの6点目については、委員の皆さまからの再三のご指摘を受け、追加したものです。農地の復元などメニューはしっかりやっていく中で、村松委員はさらに一歩進んで、例えば、「休耕地などの担い手としての活用や」、とか、「そういった農家との橋渡しの部分を検討してください」というような文言を追加するかたちでよろしいでしょうか。「市民力を生かす」ことが大きくあると思いますので、そういう

方向で修正したいと考えます。

(内海部会長) 遊休農地を復元して、規模を拡大したい農家に耕してもらうとともに、そういう要素がもう一つあるのだろうと思います。従って、その部分についても少し拡充できないかというご意見だと思いますので、今のような修正でよいと思われま。

32 ページの6点目には、「身近な場所で農を楽しみながら農を支援する」と記述され、「農、農」と続いていることに私も気付きました。

(事務局) 「農」が重なっていますね。

(内海部会長) 最初の「農」は不要だと思います。

(事務局) 分かりました。

(内海部会長) その代わり、グループ、場合によっては地域がそういう取組を行うこともあり得るのではないかと思います。例えば、現在も、子ども会が認定市民農園を複数借りるといったケースがあります。それを具体的なイメージを持ってもらうために、もう少し補足的な部分を含む表現にしたほうがよいのではないかと思います。

(事務局) 6点目の結びが「進めてください」から、「検討してください」という表現に変更したいと思います。なぜなら、「進めてください」だと、現在やっていることを進めるという印象を与えます。しかし、内海部会長と村松委員から、援農も含めた、市民が農と親しむための仕組み作りが必要というご意見を頂戴したため、それを反映して、「検討してください」に変更したいと思います。

(内海部会長) そうですね。それで足りない場合は、「委員コメント」として意見を書き込むこともできますから、補足してください。とりあえずのところはよろしいですか。

(村松委員) はい。もう一つ、少し個人的な興味です。35 ページの最初のほうに、「自動販売機や焼芋機」とありますが、「焼芋機」は今年初めて見た気がします。

(内海部会長) そうだと思います。

(村松委員) 実は、私たちの団体も農家の直売をやっていて、「焼芋を作って売ろう」という話が出て、調べたら、焼芋機は大変高価で約20万円でした。従って、「これでは無理だ」という話になってしまっています。

(内海部会長) 焼芋機はそんなに高いのですか。

(事務局) 直売の魅力の一つとして焼芋を販売するために焼芋機を導入したいという農家の声が最近、非常に多くなっています。そこで、直売所や加工所を運営する農家向けの支援メニューの一つとして、農政事務所が窓口になって支援しています。

(村松委員) これも、支援の申し込みができるのは農家さんだけということ

	<p>ですか。</p>
(事務局)	<p>そうですね。直売所や加工所を運営している農家向けの支援メニューです。</p>
(内海部会長)	<p>じゃがいもやさつまいもの作付面積は広いけれども、その全部を出荷で捌けないため、焼芋にして直売するというようなことが、恐らく裏にはあるのだらうなと思います。最近、かなりいろいろな所で焼芋を目にするようになりましたね。</p>
(事務局)	<p>そうですね。</p>
(内海部会長)	<p>村松委員、またお気付きの点、重要な点があれば後ほどお話しください。 それでは、野路委員、よろしく願います。</p>
(野路委員)	<p>施策1の「評価・提案」の中にある「水田景観が末永く維持できる取組を期待します」というところですが、この取組はもう20年ぐらい続けていますか。</p>
(事務局)	<p>そうですね。平成21年からやっているものです。</p>
(野路委員)	<p>水田保全奨励は一度更新を迎えて、さらに10年作付するわけですよ。</p>
(事務局)	<p>そうです。</p>
(野路委員)	<p>20年先だとすると、私たちがいま50代なら70代になり、70代の人はいまこちらにはおられないかもしれません。そういうことも踏まえながら、私ども、農協も、今、いろいろな所で受け入れを行っています。 例えば、自分の場合、隣の田んぼの所有農家さんから、田んぼを買ってほしいという話があるとします。その話が20年前だったら、私も大喜びで、「すぐ買いましょう」となったと思います。しかし、今、そのお話がきても、米を作るだけではもう採算が合いません。 米作りの採算性は、プレミアム米は別にして、資材、肥料も高騰し、高齢になって自力でできなくなれば、受委託という話も出てきますが、委託費用も年を追うごとに少しずつ高くなります。育苗プレートも価格が上がっています。田んぼを広げても割に合わないのです。地続きだから買っておこうかと思うくらいです。</p>
(内海部会長)	<p>なるほど。</p>
(野路委員)	<p>結局、1反当たり約10万円の諸費用が掛かる一方、税理士さんによれば、1反当たり約8俵を売り上げたとして、1万5000～6000円で、採算が合わないわけです。そういう農家さんが増えています。昨日も納税猶予を受ける方に、1反程度の田んぼだったので、「もしかしたら持ち出しだね。だから、あまりお勧めしませんよ」というようなことを言いました。 従って、向こう10年を考えるのであれば、そろそろ補助金のようなものを上に上げてもらいたいと思います。「恵みの里」</p>

のように、今までの農景観は素晴らしくよいのですが、やはり、今後は続かなくなります。私はたまたま、委託・受託の両面が見える立場にいたのですが、受託金額をこれ以上安くはできないし、委託金額がこれ以上高くなると、委託するほうは採算が合わなくなります。

そうすると、手っ取り早くお金になる、年に4回ぐらい収穫できる畑に転用するために田んぼを埋める、そうすると田んぼの景観も消えてしまうわけです。しかし、まだそれはましなほうで、もっと悪くすれば、土地を売ってしまいます。その際、関係のない人に売ってしまうと、隣近所に迷惑が掛かるため、隣近所に声を掛け、隣近所はできるだけ、それに応えようと思います。

(内海部会長) 地域内で土地の売買がされればまだいいですね。

(野路委員) そうです。もう20年もたったのだから、補助金制度をもう少し見直してほしいということが、私の要望です。

他の件については村松委員がおっしゃったのですが、私は農家の立場で見えてしまうため、何にせよまず、農家に落としてもらいたいと考えます。

それから、先ほどの資材置き場については、相続が発生した場合、私たちがいくら駄目だと言っても、法にのっとって売ってしまうことになります。買われた後は資材置き場、隣も、その隣も資材置き場となってしまうことも多々あります。

(内海部会長) そうですね。

(野路委員) 従って、横浜市で農業を続けるために、本当に応援も頂戴したいし、いろいろな面で手もお借りしたいのです。

(内海部会長) 資材置き場が隣接していると日当たりが悪くなるなど、さまざまな影響もあるため、営農継続がしにくくなる場合もありますね。

(野路委員) そうですね。

(内海部会長) 連鎖ではないけれども、資材置き場が一つできると、次々と連続して資材置き場ができることがあります。

(野路委員) だから、村松委員のような方がそういうふうにお声を上げてもらおうと、大変助かります。

(内海部会長) 32ページの1点目に「高齢化などの課題に対応する仕組み作り」とありますが、その「仕組み作り」の中に野路委員のおっしゃった補助制度の見直しも含まれるということですね。

その他の例として、泉区内にいずみ野サポーターズなどがあります。これはいずみ野小学校のPTAのOBの人たちを中心に活動しているのですが、田んぼを保有する動きもあります。

(野路委員) 私の自宅近くでは、私も含め、近隣の農家さんは何十年も、地元の小学校、中学校等の受け入れを続けていますが、みんなが田んぼを借りてくれるかということそうもいきません。

	<p>(内海部会長)　　そうですね。</p> <p>(野路委員)　　1反、2反程度の狭い田んぼを所有している方が高齢化していくと、70代になるとみんな、農協に委託することになります。その委託料もだんだん高騰しています。田んぼに関する諸制度は20年間、変わっていないので、向こう10年の間には、ぜひ、補助金制度の見直しをお願いします。</p> <p>(内海部会長)　　その場合は、財源をどうするかという話もかなり大きな問題になります。</p> <p>(野路委員)　　そうですね。</p> <p>(内海部会長)　　横浜市の田んぼは、低密度の住宅地の中にある場合が多く、その地域は農と共存している状態です。「住生活基本計画」においても、農地と緑地とが共存する住まい作りなども新しく位置付けられました。従って、そういう視点から新しい政策を検討する余地があるのではないかと思います。</p> <p>(事務局)　　水田の今の状況は、本当に野路委員のご意見のとおりだと思います。農協からもよくご相談を受けますが、われわれとしても、農政政策をどのように考えるのかの岐路に立っていることをひしひしと感じています。</p> <p>今回はみどりアップ計画の話であり、どうしてもみどり税を財源とした取組が中心であるため、今、野路委員がおっしゃった補助金事業は対象外となります。そこで、農家への支援については、現状を十分に考えながら、「横浜都市農業推進プラン」を中心に農政施策によって取り組んでいます。</p> <p>しかし、米作だけでは生業として成り立たない状況であり、そこをどうすればよいのかといった点については、引き続き、農協や農家の皆さんとも話し合いながら取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>そして、水田については、やはり地主の方が高齢化し、米を作れないというお声はいろいろな地区からお聞きしています。そのため、耕作者の方に依頼される田んぼの面積も増え続けていて、大きな負担になっている状況です。そういった耕作者の方々には水田景観を守ってもらっているという観点から何か支援ができないかということ、次期みどりアップ計画では検討しています。</p> <p>(内海部会長)　　そうですね。この問題もかなり大きな問題ですね。32ページに、「対応する仕組み作り」と書かれていますが、仕組みと言っても、どんな仕組みなのかがよく分からないと私も読んで感じたため、「こういったことを視野に入れた新たな仕組み作り」という表現に変更すれば、分かりやすくなると思います。</p> <p>ところで、周辺の住民の気持ちは分からないのですが、農家さんにとっては、水田であってほしいといった思いがあるのではないかと思います。</p> <p>(野路委員)　　そうですね。</p> <p>(内海部会長)　　そういう意味は、いわゆる環境基金のような、もう少し大きな枠組みなども視野に入れないと、農業施策の範囲では対応できない</p>
--	--

いかもかもしれません。ヨーロッパでは既に、そういったものを取り入れている所もあるようです。そういったことも含めて検討するというようにうまく書いてほしいと思います。恐らく、この辺りについては池島先生も考えがとおりかと思しますので、後ほど、お聞きします。

それでは、野路委員のご意見への対応は、その方向でよろしく願います。

続いて、小野委員、よろしく願います。

(小野委員) 事務局から、事業①から事業④までのご説明がありました。私は、この部会に途中から出席した関係で全てを把握できていないのですが、全体的に目標どおり、着実に実績を積んでおられることは大変素晴らしいと思います。しかし、目標というものは大変難しいものであり、無理な目標を立ててもしょうがないため、達成できる可能性の高い目標を立て、それを着実に達成してきた5年間だったと考えます。

先ほど、村松委員が、事業①の「良好な農景観の保全」でたい肥のことに少し触れられましたが、これについては、私も少し申し上げたいことがあります。13件の実績が少ないのではないかとのお話でしたが、この数字については仕方ないと、私は思います。

この5年の間にコロナ禍があり、また、円安やウクライナ情勢等々の影響で輸入品が大変高騰しています。特にリン酸アンモニウムは共産圏の中国産が主体であるため、農林水産省が輸入先の多角化のために一生懸命、各国に当たり、今はモロッコからも輸入するようになりました。このように、輸入先が一元化しないように調整することは大変素晴らしいことだと思います。

また、農家の方は主として高度化成肥料を使用しています。これは全農が生産している肥料で、窒素・リン酸・カリの全てにおいて十分に質の高いものです。しかし、横浜の農地は栄養過多になっているのです。つまり、土壌の栄養素の理想的な形はベンゼン環のような六角形なのですが、まん丸になってしまっているわけです。そこで、やはりこれからは単肥を使用した土作り、あるいは、有機農業を考えていこうということになり、そのためにはたい肥が必要ということで、先ほどのたい肥の話になるわけです。たい肥に関しては、今、「農業白書」に「耕畜連携」という言葉があり、耕主側と、いわゆる畜主とが連携してたい肥作りを行うことを目指しています。

先ほど、事務局から話がありましたが、たい肥化設備の申込の条件が次年度から緩和され、単独の農家でも申し込めることになれば、実績も徐々に増えていくのではないかと思います。

農業において、いわゆる価格形成自体が大きな課題となっています。例えば、キャベツを500円にしたら売れず、100円なら買ってもらえるという状況です。横浜市の農業者の中には、農業をやっているけれども、不動産所得もあるため、損益通算をしてバランスを考えている方もおられますが、必要経費が莫大になってきているため、多くの方は赤字となっています。今後の農業を考える場合は、農業経費を削減するための施策が必要です。

また、野路委員から水田の景観の保全のお話がありましたが、私も水田の素晴らしさを十分に理解しています。しかし、内海部会長もおっしゃったとおり、担い手不足、高齢化等の中で、農協も非常に辛い立場にあり、遊休農地の問題は非常に大きくなってきました。地主の農家の方は、自分の土地をなるべく隣地の方に

借りてもらいたいと思っています。そのため、農協としても農地バンクや、横浜市と連携を通じたマッチング制度を運用していますが、そのマッチングの実績は今、80%といったところです。農地に対する遊休農地の割合は、全国平均が10%未満、横浜市は約5.9%ですから、横浜市はなかなか立派なものではないかと私は思っているところです。

遊休農地の問題も含め、農家の方が水田を守るためには幾つかの課題があります。まず、所得の面を見ると、畑作の所得は水田作のほぼ倍となっています。農林水産省も今、水田作から畑作への変更を強く訴え、輸入に頼ってきた小麦、大豆などの自給率を高めるシステム作りをしています。例えば、北海道は近年、一大米どころとなっていたのですが、最近は水田がどんどん畑地化しているようです。このような農水省の方針もあるため、野路委員が「5年先、10年先は分からない」とおっしゃったことは現実的な話だということです。

(内海部会長) このままいくと大変だということでしたね。

(小野委員) 小机から、野路委員の田んぼのある、田奈のほうまで、今は一面、田んぼが広がっています。しかし、そこが徐々に畑に転換されてしまうと、少し寂しさを感じます。国策とはいえ、横浜市としても何か手立てを考えなければ、水田景観を守りきれなくなるだろうと思われまます。

(内海部会長) 野菜の反収は水田に比べて約10倍ですよ。

(小野委員) そうですね。

(内海部会長) 10a 当たりで考えても、水田だと10万円ぐらいですね。

(小野委員) 従って、村松委員のおっしゃった、「遊休農地があれば、私たちボランティアも率先して開墾などをして、うまく運用する」という言葉は、私たちの心には大変響くのです。私たち、農協の立場からすると、農家同士、すなわち、農業の担い手同士のマッチングしかしていません。農家の後ろにボランティアがいたとしても、どこに頼ればいいのか分からないのです。そこで、担い手対ボランティアさんとのマッチングについて、横浜市に間に入ってもらえると、意外とスムーズに行くのではないかと考えています。

ただし、遊休農地も、道路付けなどの立地条件が良い所ばかりでなく、私の実家のように、自宅の裏に畑があり、そこに行くには家の敷地を通らなければならないというような所もあります。マッチングは立地も重要です。

(内海部会長) そうですね。

(小野委員) 私は、今までボランティアさんとのマッチングといったことを考えたことがなかったので、大変素晴らしいことだと思いました。

(内海部会長) それで全てが解決するわけではないのですが、いろいろな手立てが講じられるようにしていかないと、遊休農地の解消は難しいということですね。

(小野委員) はい。

(内海部会長) 市民力に期待する部分、新しい補助制度をはじめ、場合によっては、先を見越して、農政にとどまらない環境保全基金のようなものを作るといことも展望すべきかもしれません。「これで大丈夫」ということにはなりにくい問題だと思います。小野委員、ありがとうございました。

それでは、Zoom でおられる池島先生、いかがですか。よろしくをお願いします。

(池島委員) これまでの委員の皆さんのコメントと重複する部分もありますが、僕からも何点か、質問も含め、コメントをしたいと思います。この取組自体は順調に推移していると判断できるし、個別の取組の成否に関してとやかく言うつもりは全くありません。みどりアップという枠組みの中では、比較的順調に実績を積み増している一方で、特に農地の減少は確実に進みつつあり、僕も歩いている道すがら、「ここは畑だったのに、家が建った」と思う所が増えています。つまり、横浜市内全体の農業資源、緑資源が減少している中、このみどりアップ計画の施策の順調な様子をどのように理解すべきかが少し分かりませんでした。担当の方々は、みどりアップ計画と農業政策全体との整合性についてどのような認識をお持ちなのかについて聞いてみたいということが1点目です。

それに少し関わるのですが、施策1、施策2のうち、みどり税は施策1、いわゆる生産現場、農地そのものに関わる場所には充当され、どちらかといえば消費者寄りとも言える施策2、地産地消のほうには充当されず、いわゆる通常予算でやりくりされていることを事務局からご説明がありましたが、この点が少し気になりました。地産地消は、通常予算で十分に賄えているため、みどり税からの充当が不要なのか、また、施策1は何か入り用のため、優先的にみどり税を充当しているのかなど、少しこの辺りの状況を詳しくお聞きしたいと思いました。これが2点目ですね。

1点目は、全体の状況とみどりアップ計画の実績との整合性に関する認識、2点目は、みどり税を充当する・しないの判断基準のようなものがあるかどうか、以上について教えてください。

(事務局) 1点目のみどりアップ計画と農業政策との整合性をどう認識しているかについて、まず、お答えします。みどりアップ計画で掲げた農の施策は、どちらかという市民の方が農に親しむための取組という位置付けです。一方、農家向けの施策は、先ほど少しお話しした「横浜都市農業推進プラン」に基づいた支援策です。それらが両輪となり、市民向けの取組であるみどりアップ計画を進めることにより、営農を支援し、また、営農を支援することによって農地が守られ、市民の方は農業への理解がより深まるという仕組みです。

農産物は他の地域のものを買えばいい、農地がなくても困らないという認識の市民の方もおられます。農地の保全、営農の支援のためには、農家の状況や作っている作物、農作業などに対する市民の方からの理解が必要です。そこで、地産地消という視点で農に理解のある市民を増やすとともに、農に親しむ取組にも参加を促しています。このように、みどりアップ計画と通常の農業施策とは両輪だと考えていますので、両者の整合性を図った上で、

	<p>それぞれ、取り組んでいます。お答えになっていますか。</p> <p>(池島委員) 説明としては結構です。しかし、市民向けの農関連施策が充実している中、農地自体は漸減しているのが実態です。つまり、みどりアップ計画の各施策が成功している中、その土台である農業資源は少しずつ欠けていっているように見えるのです。そのような状態の中で、みどりアップ計画だけを評価することが、私としてはかなり苦しく感じています。</p> <p>横浜市の担当者の皆さんにも、そうした実感があるのではないかと考えました。もちろん、この場では答えづらいところもあると思いますが、恐らく、認識されている部分もあるのではないかと考えています。みどりアップ計画自体の評価はできますが、全体として農業をどのように捉えるかという制度的なところについての表記がほしいと感じました。また、委員の皆さんも、私と同じ視点をお持ちになっている印象があります。そのため、今までに出てきた委員の皆さんのコメントは、直接みどりアップ計画の評価とそぐわないようにも思えました。私の希望としては、農業施策全体とみどりアップ計画の農の施策とがうまくかみ合うようなところに終着してほしいというものです。なお、事務局のご回答は十分に理解しています。ありがとうございました。</p> <p>(事務局) 付け加えるとすれば、農家の土台をしっかり支えることが重要だと思っています。しかし、農地も、農家の方自体も減少していくことを理解し、認識もして、それを何とかしたいと思っていますのですが、なかなか支え切れていないのが実情です。現状は全方位的にこの施策を実行すれば効果的だといったものを打ち出せていない状況であると、個人的には考えています。</p> <p>もし、みどりアップ計画がなければ、農地はさらに減少していたと考えられます。農地が大幅減少するところを、何とか微減程度で押しとどめているのは、やはりみどりアップ計画を導入した成果だとは思っています。以上です。</p> <p>(池島委員) 分かりました。従って、農地全体としては減少傾向にあるが、みどりアップ計画の施策によって何とか盛り返しているといった論調が実態に即した評価であると思われる。みどりアップ計画だけの評価となると十分な実績のある施策も多く、大変良い評価をされるのですが、農業施策全体との整合性に関する部分が少しあってもよいと思います。それによって、恐らく、委員の皆さんの気持ちも受け止められる表現につながるのではないかと思います。1点目に対するご回答をありがとうございました。2点目についてはいかがですか。</p> <p>(事務局) 「施策1にはみどり税が充当されている」とのご発言がありました。横浜みどり税は市民税の均等割への超過課税であり、昨年12月の議会でみどり税延長の議決を得られました。みどり税は超過課税として、特別に市民税に上乗せして税金を頂戴している状況であるため、その用途は非常に限定的に定められています。用途は四つに限定され、一つ目は「樹林地・農地の確実な担保」、二つ目が「身近な緑化の推進」、三つ目が「維持管理の充実によるみどりの質の向上」、四つ目が「ボランティアなど市民参画の促進につながる事業」です。</p> <p>この四つの用途を踏まえ、みどりアップ計画の柱2を考えたとき、施策1の事業はこれらの何らかの用途に合致していると判断</p>
--	--

	<p>して、みどり税を充当している状況です。以上がご質問への回答です。</p> <p>(池島委員) みどり税充当の判断基準については、ご回答でひとまず理解しました。ただし、予算の実態として、地産地消関連予算についてはもう少し積み増ししたいのに制度上できないという状況なのかといった辺りはいかがですか。</p> <p>(事務局) 予算的にはわれわれがやりたい部分の必要な予算は確保できていると考えています。実際に金額を積み上げる形で必要予算を計上するため、必要な金額が特に足りないことはほとんどない状況です。</p> <p>(池島委員) 分かりました。予算が十分ならば、今のままでもいいと思います。しかし、そう思いつつも、やはり市民にとっては恐らく、地産地消のところが日常的に最も関わりやすい部分であると思われるため、みどり税を地産地消の施策に使うことは妥当という気がしています。生産現場まで入っていける方々はやはり少数派の市民であり、ほとんどの市民はもう少し気軽な形、例えば、毎日の食に関わるところでみどり税に触れたほうが、「ここに使われているんだ」という認識が得られるため、政策効果としては大きいと考えます。超過課税であるみどり税の制度変更が知らない間に決められ、みどりアップ計画の議論がみどり税の話に結び付きにくいのは、広報の課題にもなるのかもしれないですけど。</p> <p>本来は、この議論が税の部分ともかみ合うようにしてほしい気がします。当然、みどり税も当初は試行錯誤で始まったと思いますが、数度の更新を経て、制度的にも非常に洗練され、前例踏襲となることも悪くはないと思います。一方で、制度更新の際は毎回、ここにはみどり税を充当したほうがいいのではないかということを経営に即して検討してほしいという思いもあります。</p> <p>僕の立場では、この部会の委員としての発言しかできません。税金の仕組みに関しては、一般市民として意見を出すことはできませんが、有識者として意見を出せる部分はありません。できれば、みどりアップ計画の活動を支えるためにみどり税があるという本来の趣旨を鑑みて、みどりアップ計画とみどり税の使途とをひも付けるようなルートが何かしら欲しいと考えます。委員の皆さんは、「意見を何度言っても、何も変わらない」と思われている部分が恐らくあると思いますが、そういったルートを切り開いていくことが今後のみどり税の制度にとって重要なポイントではないかと思っています。以上です。</p> <p>(内海部会長) ありがとうございました。</p> <p>予算執行の問題も少しあると思いますが、みどり税の使途は四つに限定されていて、みどりアップ計画の施策については、みどり税充当の可否が精査されているということでした。しかし、市民生活に密着したところにみどり税が使われたほうが市民に対するアピールにもなり、市民への直接的な還元もされるため、そのほうがよいのではないかと、私も漠然と考えていました。そして、「なぜ、この施策にみどり税を充当しないのか」という素朴な疑問があったので、池島先生からのご質問は非常にありがたく、拝聴しました。</p> <p>また、みどりアップ計画の施策と都市農業推進プランの施策との整合性については、市民に対してどのように進めるかといった</p>
--	---

観点からも、なぜ、その整合性の話がどこにもないのかと感ずるところでした。

次期のみどりアップ計画においても、その部分の変更はなさそうですか。

(事務局)

次期みどりアップ計画は、現計画とほぼ同じ考え方で開始する予定です。ただし、次期みどりアップ計画には、議会による付帯意見が付いています。計画更新時には毎回、付帯意見が付くのですが、特に今回は特徴的なのが、「その時々々の状況とか市民ニーズに応じて各取組について柔軟に見直しを下さい」、そして、「より一層市民への周知とか、取組の効果を市域全体で市民の方が実感できるように工夫を図り下さい」という付帯意見が付いています。

これをそのまま読むと、一度決めたら何も変えられないということではなくて、むしろ、その時々々の状況に応じて取組の内容等を見直すようにということが示唆されています。これにより、みどり税充当の考え方についても、次期計画中には難しいと思われませんが、施策の内容を見直し、市民のニーズの変化等を検討した結果、みどり税を充当すべき施策を変更することは今後、十分にあり得ると思います。われわれも柔軟に検討を進めていきたいと考えています。

(内海部会長) なるほど。ありがとうございます

一度、計画を策定しても、社会の動向や市民の状況が変化した場合はより良い道を講ずることは、市民協働の考え方の中で最も重要であると思われまます。そのような形になれば、毎年度行う、この振り返りで委員の皆さんのやる気ももっと出るだろうと思います。ありがとうございました。

私の進行が至らず、施策1と2とをあえて分けてご意見を伺いましたが、特にこれだけは言っておきたいということはありませんか。池島先生も含めて、いかがですか。

(村松委員)

36 ページの「評価・提案」について、私たちの市民団体としての観点から申し上げます。私たちの市民団体は、神奈川区内の農家さん5軒から野菜を集めて月1回、さまざまな場所で直売会をやっています。そういう直売をする市民団体、イベントについては、36 ページの「評価・提案」からは全く、読み取ることができません。

「評価・提案」の5番目に、「はまふうどコンシェルジュ同士や、地域の拠点となる地産地消サポート店」、「新しいニーズに応じた支援を期待します」とあります。これは、直売をする団体が決まっていて、そこにだけ支援をするということですか。私たちは別に支援を求めているわけではないのですが、直売をする市民団体があること、つまり、市民が直売の取組に関わっていることを他の市民にも分かってもらえるとよいのではないかと思います。

また、2行目には「継続支援」、その左側には「継続的に支援」とあります。「継続支援」は、現在、実施している支援を継続するが、それ以外には支援をしないというように読み取れます。これは言葉の問題ですが、修正した方がよいと思われまます。直売所は既に登録されている所だけではなく、広がりつつあるので、拡大しつつある状況が分かるように記述したほうがよいと思われまます。

- (事務局) マルシェへの支援について申し上げます。「はまふうどコンシェルジュ講座」を毎年、開催し、20名の方が受講できます。その講座参加者の所属する団体がマルシェを行う場合には支援するといった枠組みになっています。実際に今年、「はまふうどコンシェルジュ講座」に参加した人が、新たに、生麦でマルシェを初めて開催しました。その際、市内の農家の野菜を販売したのですが、そこには支援を行いました。
- 確かに、村松委員のおっしゃるように、はまふうどコンシェルジュさんの所属する市民団体が行うマルシェが市内各所で増えています。もし、直売所活動等への支援を受けたい場合は、「はまふうどコンシェルジュ講座」に参加してほしいと思います。講座では、他の団体の方とのネットワーク作りも図っています。このような形で今、支援を行っています。
- (小野委員) ぜひ、村松委員は「はまふうどコンシェルジュ」になってください。私も応援します。
- (野路委員) アグリサポート事業もあります。
- (小野委員) 村松委員にはアグリサポート事業と「はまふうどコンシェルジュ」になっていただいて。
- (内海部会長) 基本的に、農家でなくても農産物を販売できるのですか。
- (事務局) そうですね。農家と連携して、一緒にマルシェに出ている状況です。実際にどの農家と連携されているのかといったことについてもお聴きしています。
- (野路委員) 直売所では残留農薬を抜き打ちで検査しますから、結構厳しいのですよ。残留農薬については、直売所関係は一貫しております。
- (内海部会長) なるほどね。
- (小野委員) 残留農薬の基準は、神奈川県下で横浜市が最も厳しいのです。
- (内海部会長) いいことですよね。
- (小野委員) 市民のためにはよいことです。
- (内海部会長) そうですよ。先ほどの自給率の話ではないのですが、スーパーにも輸入野菜が増えています。近所のスーパーのカボチャとブロッコリーは国産だけだったのですが、最近はメキシコなど、いろいろな所から輸入されています。私は、やはり国内産の野菜が安く売られている所へ買いに行きます。
- (野路委員) 天候にも左右されます。
- (内海部会長) そうですね。
- (野路委員) また、農薬も3回でいいところを4回散布すれば、残留農薬が検出されてしまいます。直売所などは抜き打ち検査をされますから、そういう面では非常に厳しいですね。

(内海部会長) なるほどね。農家にとっては安全な野菜を届けること、市民にとっては安心・安全で新鮮な野菜を食べられることは、とても大切なことですね。

その他はよろしいですか。池島先生、よろしいですか。

(池島委員) はい。

(内海部会長) どうもありがとうございました。

それでは、予定の時間より少し早めですが、これで施策1、2についての意見交換、質疑応答を終わります。皆様のご協力に感謝いたします。どうもありがとうございました。

(一同) ありがとうございました。

(内海部会長) それでは、事務局にお返ししてよろしいですか。

(事務局) はい。

ご議論をありがとうございます。「評価・提案」の修正については事務局で取りまとめます。本日頂戴したご意見に基づき、「評価・提案」を修正し、同様に概要のページも修正されます。

修正後の「評価・提案」部分の確認は内海部会長にお願いし、その後、委員の皆さまには、本会の場でご確認をお願いする形にしたいと考えていますが、それでよろしいですか。

(内海部会長) はい。責任を持って確認します。

(事務局) ここで、「評価・提案」の修正の方向性について少しまとめます。施策1の「評価・提案」について、仕組みが具体的に分からないというご指摘を受けましたので、そこを補足する文言修正を行います。案としては、「新たな担い手の確保やさらなる支援を行いつつ、仕組み作り」といった形で少し具体的に記述する方向で修正します。

また、村松委員、内海部会長、野路委員からのご指摘があった最後の箇所については、一般的に市民力を生かしてやっていくとしていましたが、農家もありつつの市民であるというご意見があったため、この前段に、「農家への引き継ぎの取組を進めながら」、「さらに市民力を生かし」といった文言を追加する修正にしたいと考えています。

また、池島先生からみどりアップ計画の柱2の施策は順調だが、農業全体においては農地の減少があるというご指摘を受けました。そこで、「みどりアップ計画が順調に推移している一方で、農地の減少などがある。引き続き、他の農業施策とのバランスを取りながら、進めていただきたい」といった文言を追加したいと考えていますが、池島先生、そのような内容でいかがですか。

(池島委員) はい。作文に関してはお任せします。

(事務局) それでは、これらの修正を行い、部会長に確認をお願いします。

(内海部会長) 議題2の「その他」です。「その他」に気になることなどがありますか。特に、ないようですから、事務局へお返しします。

	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>(事務局) 承知しました。 今後の流れについて、事務局から事務連絡をいたします。本日頂戴したご意見、ご議論を反映し、事務局にて「評価・提案」を修正します。その後、部会長にご確認をお願いしながら、委員の皆さまの意見も報告書に反映します。また、前段で触れたように、「委員コメント」を皆さまに依頼します。皆さま、大変お忙しいとは思いますが、「委員コメント」を作成の上、事務局までお送りください。なお、部会長には「部会長コメント」もあります。委員と部会長の両方でコメントを出すかのご判断はお任せしますが、「部会長コメント」は必須のため、作成をよろしくいたします。</p> <p>(内海部会長) はい。</p> <p>(事務局) 取りまとめた報告書を提出し、第41回本会議で議論を行います。開催日時は3月中～下旬を予定していますが、日程が決まり次第、ご案内します。 最後に、報告書の公表予定について申し上げます。現在の実績値は11月末時点の数字です。本会議にて皆さまのご議論後、3月31日までに報告書の全体を固めます。そして、年度をまたぐこととなりますが、市から正式な実績値が発表され次第、報告書の実績値を変更します。事務連絡は以上です。</p> <p>(小野委員) 「委員コメント」はいつまでですか。</p> <p>(事務局) 2月15日までに部会が全て終了しますので、それと同時に皆さまに、「委員コメント」作成を依頼し、その後2週間以内にコメントを事務局までメールにてお送りください。 本日は貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございます。本日の議事内容は以上で終了いたします。これにて、横浜みどりアップ計画市民推進会議、第17回農を感じる施策を検討する部会を終了します。本日は誠にありがとうございました。</p> <p>(一同) ありがとうございました。</p>
資料 ・ 特記事項	資料1 横浜みどりアップ計画市民推進会議 2023年度報告書(案)【抜粋】